**第六号様式別表十一**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十一　挿入］

第６号様式別表12記載要領

［1　略］

2　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4～8　［略］

**第六号様式別表十一**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十一　挿入］

第６号様式別表12記載要領

［1　同左］

［新設］

［新設］

2～6　［同左］

**第六号様式別表十三**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十三　挿入］

第６号様式別表13記載要領

1　この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

2　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

**第六号様式別表十三**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十三　挿入］

第６号様式別表13記載要領

この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

**第六号様式別表十三の二**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十五　挿入］

第６号様式別表13の２記載要領

［1　略］

2　「法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4　［略］

5　［略］

**第六号様式別表十三の二**（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十四　挿入］

第６号様式別表13の２記載要領

［1　同左］

［新設］

［新設］

2　［同左］

3　［同左］